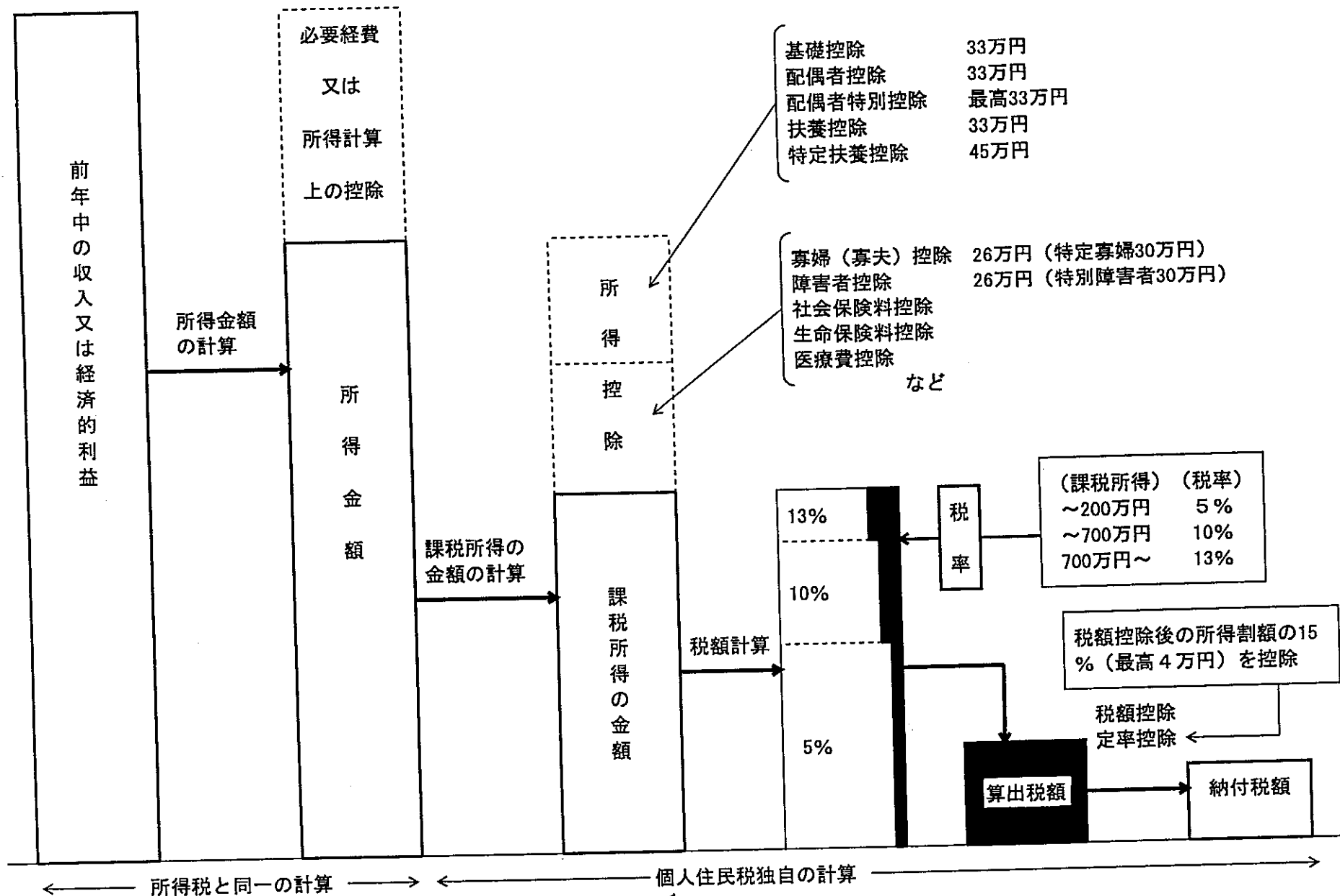


個人住民税関係説明資料

目 次

1. 課税ベース	1
・ 個人住民税の課税の基本的な仕組み（平成12年度分）	2
・ 個人住民税・所得税の人的控除等一覧	3
・ 基礎的な人的控除額等の推移（個人住民税）	4
・ 個人住民税所得割納税義務者の世帯構成（平成10年度）	5
・ 個人住民税の課税最低限の内訳（平成12年度分）	6
・ 世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（個人住民税）	10
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の沿革（個人住民税）	11
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）	12
・ 配偶者特別控除による手取額の逆転現象の解消（個人住民税）	14
・ パート世帯の個人住民税所得割税負担の状況（夫婦2人のサラリーマン世帯）	15
・ 扶養控除（個人住民税）	16
・ 特別な人的控除の概要（個人住民税）	17
・ 個人住民税の各種人的所得控除の適用状況（平成10年度分）	18
・ その他の所得控除制度の概要（個人住民税）	19
・ 個人住民税の各種所得控除の適用状況（平成10年度分）	20
・ 公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）	21
・ 公的年金等受給者の課税最低限の内訳（夫婦世帯の場合）〔個人住民税〕	22
・ 老年者控除（個人住民税）	
2. 個人住民税関係	23
・ 個人住民税のあり方	24
・ 道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成9年度決算額）	25
・ 主要税目の税収の推移（地方税）	26
・ 個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲	27
・ 平成10年度分個人市町村民税の納税義務者の状況	28
・ 個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移	29
・ 均等割の平均税率等の推移（昭和30年度＝100）	30
・ 個人住民税均等割の税率引上げに係る各種指標	

個人住民税の課税の基本的な仕組み（平成12年度分）



個人住民税・所得税の人的控除等一覧

(単位：万円)

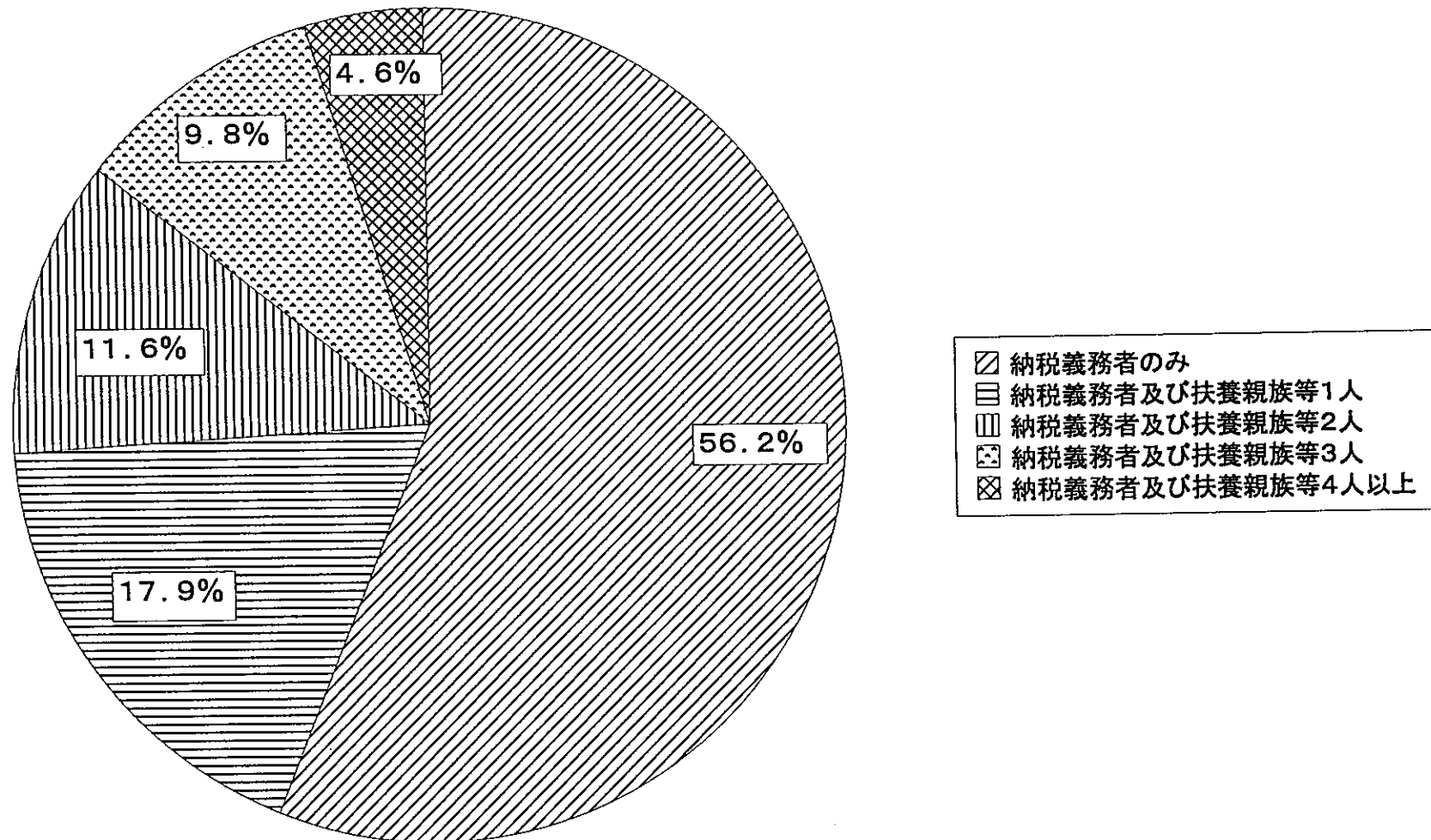
項 目			個人住民税	所 得 税
基礎的な人的控除	基礎控除		3 3	3 8
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 3	3 8
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	3 8	4 8
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
	配偶者特別控除		最高 3 3	最高 3 8
	扶養控除	扶養親族	3 3	3 8
		年少扶養親族(16歳未満)	3 3	4 8
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	4 5	6 3
		老人扶養親族(70歳以上)	3 8	4 8
		同居老親等加算	+ 7	+ 1 0
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
特別な人的控除	老年者控除(本人)		4 8	5 0
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 6	2 7
		特別障害者(同上)	3 0	4 0
	寡婦控除 (本人)	寡婦	2 6	2 7
		特定の寡婦加算	+ 4	+ 8
	寡夫控除(本人)		2 6	2 7
	勤労学生控除(本人)		2 6	2 7
白色事業専従者 控除	配偶者		8 6	8 6
	配偶者以外		5 0	5 0

(注) 個人住民税については、平成12年度分である。

基礎的な人的控除額等の推移（個人住民税）

	62年度分	63・元年度分	2年度分	3～5年度分	6年度分	7年度分	8～10年度分	11年度分	12年度分
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
基礎控除	26	28	30	31	31	33	33	33	33
配偶者控除									
控除対象配偶者	26	28	30	31	31	33	33	33	33
老人控除対象配偶者	27	29	35	36	36	38	38	38	38
配偶者特別控除	—	14	30	31	31	33	33	33	33
扶養控除									
扶養親族	26	28	30	31	31	33	33	33	33
特定扶養親族	—	—	35	36	39	41	41	43	45
老人扶養親族	27	29	35	36	36	38	38	38	38
課税最低限	191.2	226.1	272.2	280.1	284.9	300.7	303.1	306.3	309.5

個人住民税所得割納税義務者の世帯構成(平成10年度)



- (注) 1. 「市町村税課税状況等の調」による。
 2. 扶養親族等とは、控除対象配偶者及び扶養親族である。

個人住民税の課税最低限の内訳（平成12年度分）

（夫婦子2人の給与所得者の場合 3,095千円）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,108千円	217千円	330千円	330千円	330千円	330千円	450千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合 2,380千円）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除
894千円	166千円	330千円	330千円	330千円	330千円

（夫婦のみの給与所得者の場合 1,857千円）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
737千円	130千円	330千円	330千円	330千円

（独身の給与所得者の場合 1,053千円）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
650千円	73千円	330千円

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（個人住民税）（その１）

（例１） 夫婦のみ（扶養親族なし）の場合

33万円	33万円	33万円 （最高）	= 99万円
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	

（参考）夫婦のみ（本人が老年者、配偶者が老人控除対象配偶者に該当）の場合

33万円	48万円	38万円	33万円 （最高）	= 152万円
基礎控除	老年者控除	老人配偶者 控除	配偶者 特別控除	

（例２） 夫婦子１人の場合

（１） 子が16歳未満又は23歳以上70歳未満の場合

33万円	33万円	33万円 （最高）	33万円	= 132万円
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養控除	

（２） 子が16歳以上23歳未満の場合

33万円	33万円	33万円 （最高）	45万円	= 144万円
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	特定扶養 控除	

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（個人住民税）（その2）

（例3） 夫婦子2人の場合

33万円	33万円	33万円 (最高)	33万円	33万円	= 165万円
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養控除	扶養控除	

（例4） 夫婦子2人(子のうち1人が特定扶養親族に該当)の場合(標準世帯)

33万円	33万円	33万円 (最高)	45万円	33万円	= 177万円
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	特定扶養 控除	扶養控除	

（例5） 夫婦子2人で親1人と同居している場合(子のうち1人が特定扶養親族に、
親が老人扶養親族(70歳以上)に該当)

33万円	33万円	33万円 (最高)	45万円	33万円	38万円	7万円	= 222万円
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	特定扶養 控除	扶養控除	老人扶養控除	同居老親 加算	
					45万円		

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（個人住民税）（その3）

（例6） 夫婦子2人で親1人と同居している場合（子のうち1人が特定扶養親族に、
親が寝たきりで老人扶養親族（70歳以上）に該当）

33万円	33万円	33万円 (最高) 配偶者 特別控除	45万円	33万円	38万円	7万円	30万円	23万円	= 275万円
基礎控除	配偶者 控除		特定扶養 控除	扶養控除	老人扶養控除	同居老親 加算	特別障害者 控除	同居特別 障害者加算	
					98万円				

（例7） 本人子1人の場合

(1) 子が16歳未満又は23歳以上70歳未満の場合

33万円	33万円	= 66万円
基礎控除	扶養控除	

(2) 子が16歳以上23歳未満の場合

33万円	45万円	= 78万円
基礎控除	特定扶養 控除	

（例8） 本人子2人の場合

33万円	33万円	33万円	= 99万円
基礎控除	扶養控除	扶養控除	

（例9） 本人子2人（子のうち1人が特定扶養親族に該当）の場合

33万円	45万円	33万円	= 111万円
基礎控除	特定扶養 控除	扶養控除	

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（個人住民税）（その４）

（例10） 本人子２人で親１人と同居している場合（子のうち１人が特定扶養親族に、
親が老人扶養親族（７０歳以上）に該当）

33万円	45万円	33万円	38万円	7万円	= 156万円
基礎控除	特定扶養 控除	扶養控除	老人扶養控除	同居老親 加算	
			45万円		

（例11） 本人子２人で親１人と同居している場合（子のうち１人が特定扶養親族に、
親が寝たきりで老人扶養親族（７０歳以上）に該当）

33万円	45万円	33万円	38万円	7万円	30万円	23万円	= 209万円
基礎控除	特定扶養 控除	扶養控除	老人扶養控除	同居老親 加算	特別障害者 控除	同居特別 障害者加算	
			98万円				

（例12） 寡婦の場合

33万円	26万円	= 59万円
基礎控除	寡婦控除	

（例13） 特定寡婦で子１人の場合

33万円	26万円	4万円	33万円	= 96万円
基礎控除	寡婦控除	特定寡婦 加算	扶養控除	

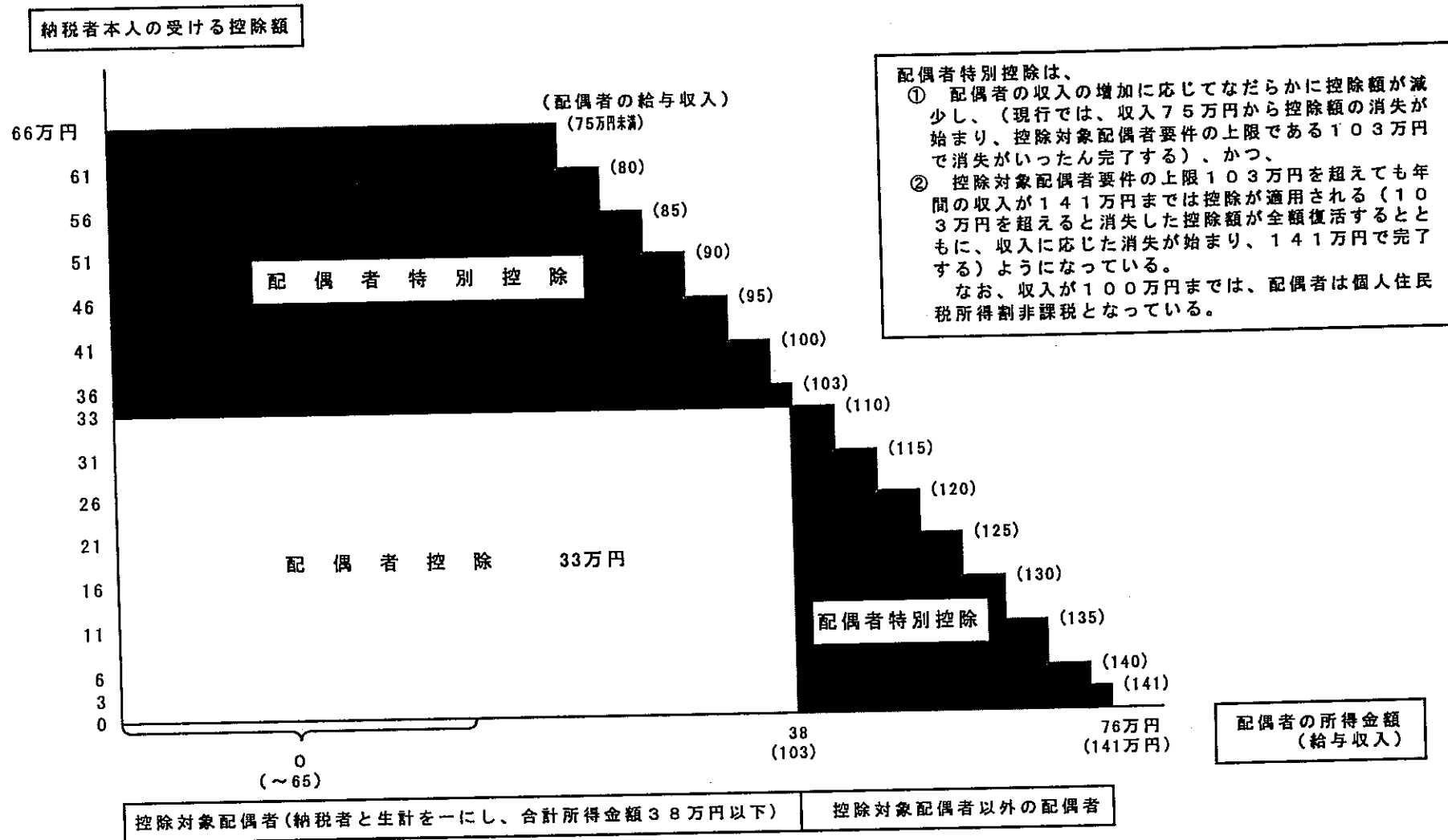
配偶者控除・配偶者特別控除の沿革（個人住民税）

	配 偶 者 控 除 額	配 偶 者 特 別 控 除 額	
昭和41・42年度	〔 扶養控除に代えて 配偶者控除を創設 〕		
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50・51			
52・53			
54			
55～58			
59			
60～62			
63・平成元	(26万円)	(昭和63年度創設)	(本人の所得要件)
平成 2		140,000円	800万円以下
3～6		300,000円	〃
7～		310,000円	1,000万円以下
		330,000円	〃

(注) 1. 上記金額は平年度ベースである。

2. 昭和59年度の()書は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和58年法律第68号)適用後の額である。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）

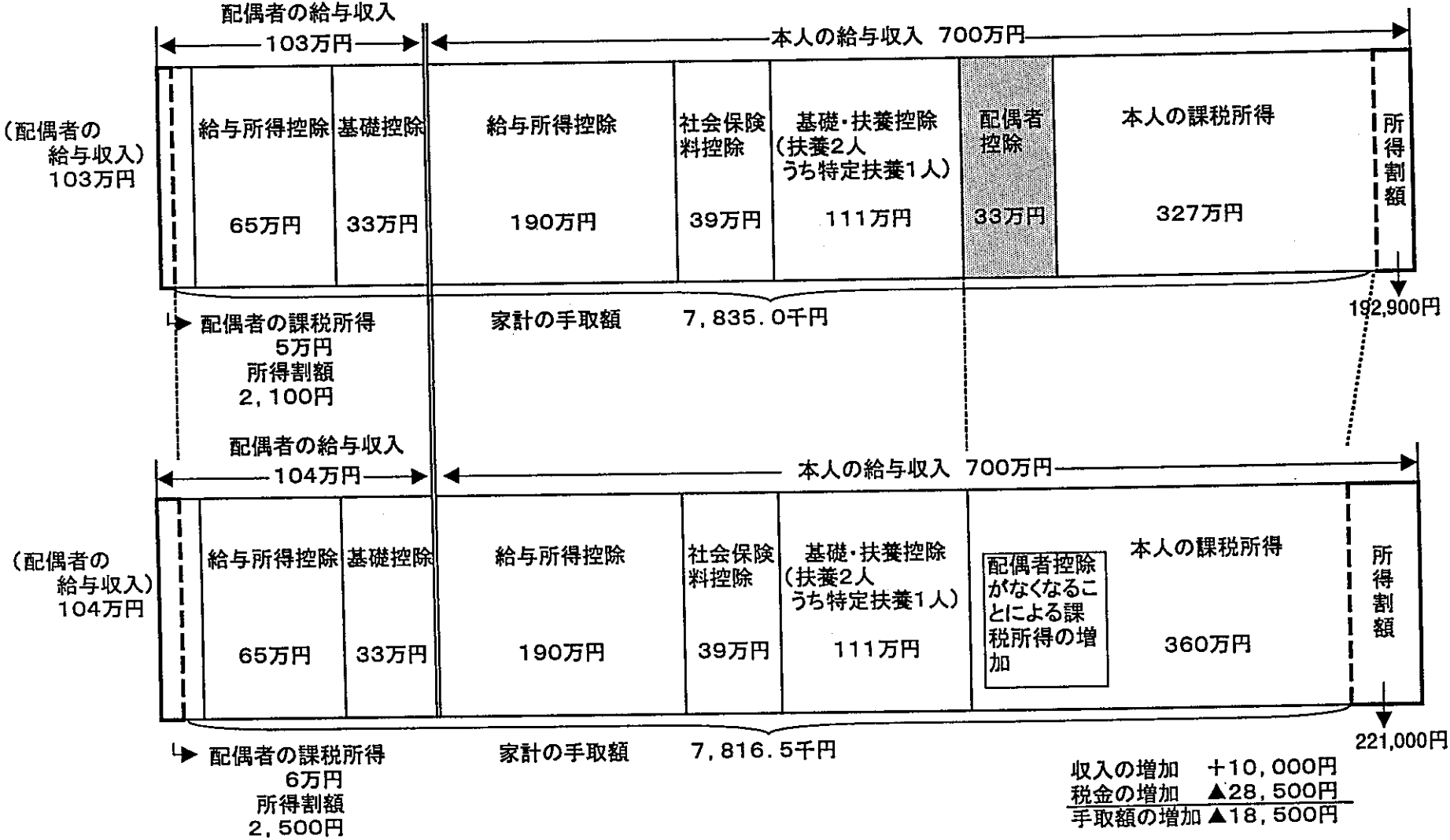


配偶者特別控除による手取額の逆転現象の解消(個人住民税)

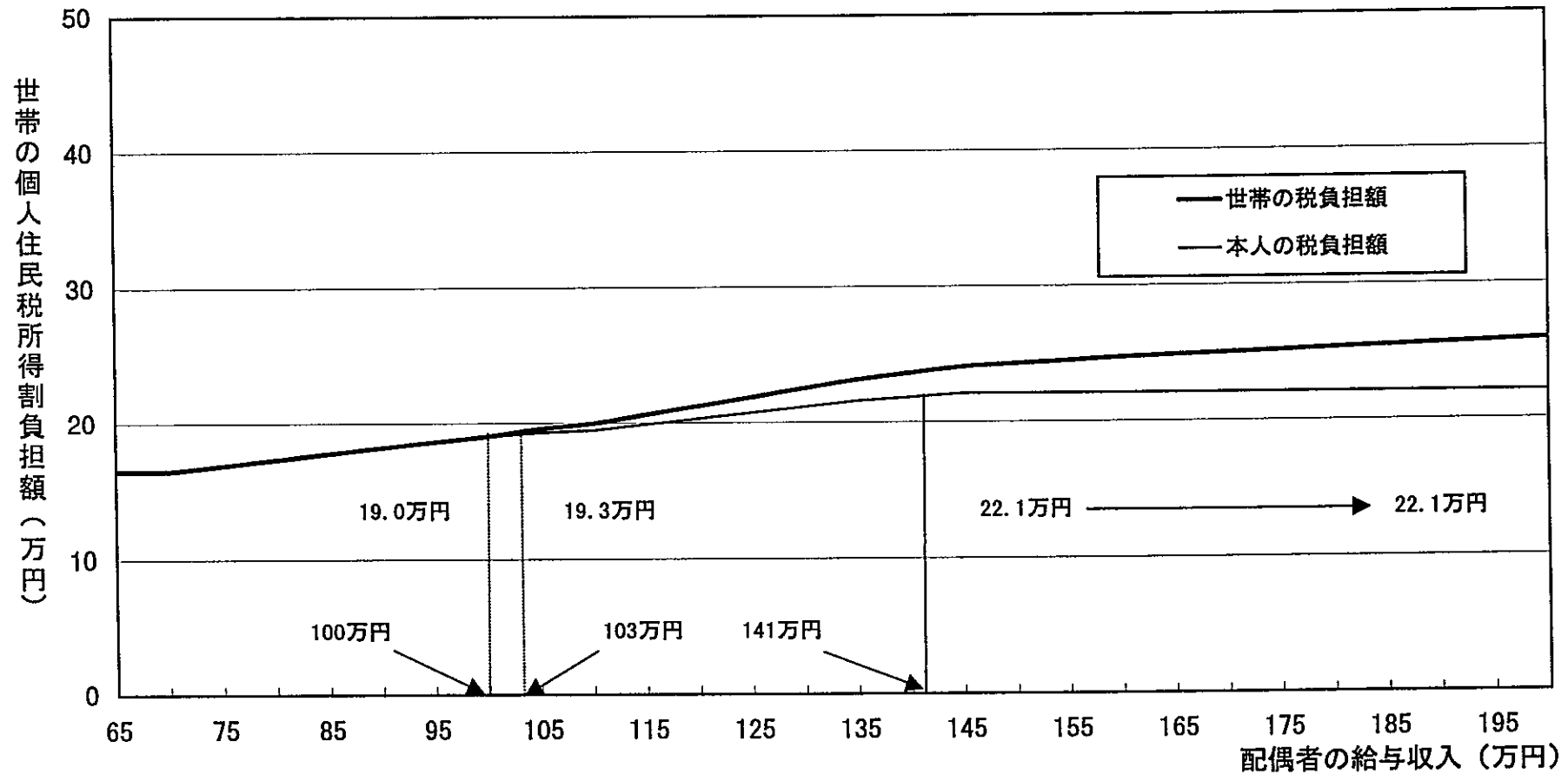
○ 現行制度(平成12年度分)

配偶者の給与収入 ← 103万円 →			← 本人の給与収入 700万円 →					
(配偶者の 給与収入) 103万円	給与所得控除	基礎控除	給与所得控除	社会保険 料控除	基礎・扶養控除 (扶養2人 うち特定扶養1人)	配偶者 控除	本人の課税所得	所得 割額
	65万円	33万円	190万円	39万円	111万円	33万円	327万円	
配偶者の課税所得 5万円 所得割額 2,100円			家計の手取額 7,835.0千円					192,900円
配偶者の給与総額 ← 104万円 →			← 本人の給与収入 700万円 →					
(配偶者の 給与収入) 104万円	給与所得控除	基礎控除	給与所得控除	社会保険 料控除	基礎・扶養控除 (扶養2人 うち特定扶養1人)	配偶者 特別控除	本人の課税所得	所得 割額
	65万円	33万円	190万円	39万円	111万円	33万円	327万円	
配偶者の課税所得 6万円 所得割額 2,500円			家計の手取額 7,844.6千円					192,900円
			収入の増加 +10,000円 税金の増加 ▲ 400円 手取額の増加 9,600円					

○ 配偶者特別控除がないものとした場合



パート世帯の個人住民税所得割税負担の状況（夫婦子2人のサラリーマン世帯）
（本人の給与収入を700万円と仮定した場合）



- （備考） 1. 本人の給与収入を700万円とし、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. 子2人は本人の扶養親族とし、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 3. 給与収入100万円以下の配偶者は、所得金額が所得割の非課税限度額（35万円）以下となる。